

コロナ禍での労働・生活問題に関する統計分析

宮寺 良光

Statistical Analyses about the Problems of Work-Life in the COVID-19 Pandemic

MIYADERA Yoshimitsu

本稿の目的は、コロナ禍での労働・生活問題について公的統計データを用いて分析することにある。

分析結果から、雇用不安が広がるなかで、社会保障制度が機能せず、自殺者の増加につながった可能性が示唆され、とりわけ、女性がその影響を受けていることを示している。

キーワード：コロナ・パンデミック、労働・生活問題、自殺、性差

The purposes of this paper are to analyze the Problems of Work-Life in the COVID-19 Pandemic.

Social protection didn't function and led to increased rates of suicide due to professional insecurity according to the result of analysis. In particular, women were impacted to a larger degree.

Keywords: The COVID-19 Pandemic, problems of the work-life, suicide, gender bias

I. はじめに

日本で「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」（以下、新型コロナまたはコロナ）の感染者が最初に報告されたのは、2020年1月15日であった。それから2年近い時間（2021年12月脱稿時点）が経過しているが、「コロナ・パンデミック」⁽¹⁾との戦いはなお長期化する様相を呈している。この間、新たなワクチンが開発され、一部の先進国で接種が進み、収束の兆しがみえた時期もあったが、新たな変異種の発生などが繰り返されるなかで、パンデミックの「収束宣言」には至っていない。

こうした状況のなかで懸念されるのが、経済活動の停滞による人々の生活への影響である。第三次産業をはじめとする対人サービス業での直接的な影響に加え、関連産業においても間接的な影響が生じてきた。さらに、感染症の爆発的な感染拡大によって発せられた「緊急事態宣言」等による移動制限や営業自粛の要請により、経済活動が全般的に停滞を余儀なくされ、雇用・就業の不安とそのことに起因して生活の困窮に陥った人々は、決して少なくない。こうした課題に政

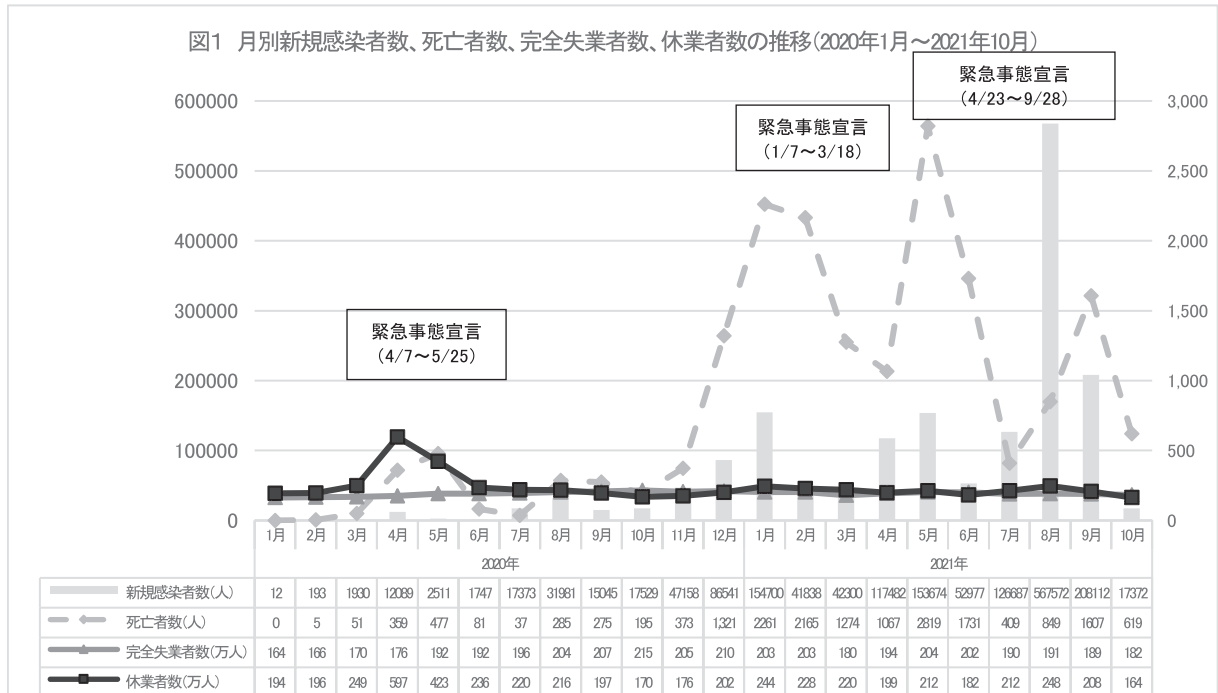
府が無策であったわけではない。既存制度等の弱点や隙間を埋めるべく、補正予算等による財政出動を伴う各種の緊急対策が実施された。また、民間の支援団体等による支援活動も感染症による制約を受けながらも、平時以上のエネルギーが費やされ、多くの人々に様々な支援が提供されてきた。しかし、これらの取り組みをもってしても、十分な結果が得られたとは考えにくい。それはひとえに、コロナ禍で自殺者数が増加に転じたからである。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、収集可能な既集計の公的統計データを活用し、コロナ禍での労働・生活問題を概観することを第1の目的とする。また、この問題の分析を踏まえて、政策的な課題を考察することを第2の目的とする。

II. コロナ禍での労働・生活問題の概観

1. 新型コロナの感染状況と労働市場の動向

図1は、新型コロナの新規感染者数と死亡者数、失業者数、休業者数を月別に示したものである。新型コ



注：宮寺（2021：96）に掲載した2020年1月から12月までの情報に、2021年1月以降の情報を追加したものになっている。

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」
 (https://covid19.mhlw.go.jp/：2021年12月8日アクセス時点) より月別に再集計して作成。

ロナの感染拡大が広がり、最初の緊急事態宣言（2020年4月7日から5月25日）が発出された2020年4月から5月にかけては休業者数が急増しているものの、6月以降は200万人前後で推移している。また、失業者数についても、2020年5月以降200万人前後で推移している。コロナ禍以降、休業者数、失業者数はともに高止まりの様相を呈している。第5波といわれた2021年8月は新型コロナの新規感染者が急増したものの、この間に開発されたワクチンの接種が広がりもあってか、2021年9月28日に3回目の緊急事態宣言が解除され、2021年10月には休業者数および失業者数ともに減少の兆しをみせている。

このまま収束するのではないかと期待する声がある一方で、新たな変異型の発生など、決して予断を許さない状況にある。また起こるかもしれない感染の波に備え、医療体制等の整備が求められる一方で、この間に起こった労働や生活における社会政策的な課題についても省みる必要があるのではないかと考える。

2. 自殺問題の背景

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和2年中における自殺の状況」（確定値）

が2021年3月16日に公表され、「令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人（約4.5%）増」となり、「男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている」ことが示された。また、原因については、「原因・動機が明らかなものうち、個々の要因別にみると、その原因・動機が『健康問題』にあるものが10,195人で最も多く、次いで『経済・生活問題』（3,216人）、『家庭問題』（3,128人）、『勤務問題』（1,918人）の順となっており、この順位は前年と同じである」としている。

このように、新型コロナが拡大した2020年は、①自殺者が増加に転じた、②女性の自殺者が増加に転じた、ことが特徴的であったといえる。この点については、厚生労働省『令和3年版自殺対策白書』においても触れている。とりわけ、「女性の自殺の増加」については、「令和2年は、女性の自殺者数が著しく増加した」という判断を示している（厚生労働省、2021：80）。また、「女性の職業別の状況について、2年の自殺者数を過去5年平均の自殺者数と比較してみると、職業や立場によって増減に大きな差がみられた。『被雇用者・勤め人』が381人と大きく増加しており、次いで「学生・

生徒』が140人増加している」と分析している（厚生労働省，2021：82）。さらに、「女性の原因・動機別の状況について、令和2年の自殺者数を過去5年平均の自殺者数と比較してみると、『勤務問題』が34.8%と大きく増加しており、職業別の分析において特徴的であった女性の『被雇用者・勤め人』の自殺者数の増加との関連が推測される」と分析している（厚生労働省，2021：84）。

3. 雇用・労働の問題

周（2020：5）によると、2020年の「5月の就業状況を調査したところ、失業・休業した者の割合は、男女間格差、正規・非正規間格差および収入階層間の格差が顕著である」ことを指摘している。「解雇、雇い止め、企業の倒産による『非自発的失業』の割合は、男性や正規労働者、高収入層が2%未満であるのに対し、女性は2.7%、非正規労働者は3.8%、低収入層は3.1%となっている」、「もっとも大きな格差が現れているのは、職に就いているのに実際は仕事をしていなかった『休業者』の割合である。男性や正規労働者と高収入層の休業者割合がそれぞれ1.6%、1.4%、0.5%であるのに対して、女性は5.3%、非正規労働者は6.9%、低収入層は7.6%にも達している。休業によって高まる潜在的失業のリスクは、女性が男性の3.3倍、非正規が正規の4.9倍、低収入層が高収入層の16.1倍もの高さである」と分析している。

女性が非正規で働く割合は、約5割となっている⁽²⁾。ことに鑑みると、コロナ禍で「潜在的失業のリスク」が高まっているのは女性であり、非正規雇用であるがゆえに低収入であるうえ、社会保険が未適用になる可能性も高く、企業による福利厚生や労働者保護の対象から外れやすい。非正規雇用という働き方が家計を補助する役割であれば生活困窮に直結するリスクは低くなるものと考えられるが、生計の主たる担い手であるとなると生活困窮に直結するリスクが高くなるものと考えられる。

4. 研究課題の設定

以上の先行研究等の動向を踏まえ、本稿では、既集計の公的統計データ（月別）を用い、コロナ禍がはじまった2020年1月以降の状況について、以下の点の分析を試みる。第1に、コロナ禍での労働市場の動向が生活（生活保護の受給や自殺）にどう影響している

かを概観する。第2に、女性の労働・生活問題が深刻になっているという問題提起を踏まえ、性別による分析を試みる。

Ⅲ. コロナ禍での労働・生活問題の分析

1. 労働（雇用）・生活（貧困）・自殺の問題

コロナ禍で雇用・就業環境が不安定になったなか、雇用保険等の社会保険には一定の受給要件をとまうため、要件を充足しなければ受給できない。仮に受給できたとしても給付期間に限りがあるため、受給期間中にリスク回避がなされなければ生活困窮へのリスクが高まる。このような状況を想定し、セーフティネットとしての役割を担っているのが生活保護制度である。しかし、セーフティネットになるはずの生活保護がその役割を果たしているかは疑問を抱かざるを得ない。

表1は、コロナ禍での有効求職者数・自殺者数・被保護実人員の推移について示したものである。この情報をもとに分析したのが図2である。まず、「有効求職者数」の増加に反比例して「被保護実人員」が減少する傾向を示しており、双方の間に強い負の相関関係（相関係数 -0.8070 ）がみられる。他方、「有効求職者数」の増加に比例して「自殺者数」が増加する傾向を示しており、双方の間にやや強い正の相関関係（相関係数 0.6400 ）がみられる。

宮寺（2021）に比べると、2021年1月以降の情報が加わったことで、数値にやや改善する傾向がみられる。2020年12月22日に厚生労働省がホームページに「生活保護を申請したい方へ」と題して、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」というメッセージを掲載した。このメッセージによる効果が多少あらわれたものとみうけられる。また、自殺者数についても同様であり、生活保護をはじめとする社会保障・社会福祉制度の機能が高まったことで自殺者数の増加を抑制した可能性を示唆するものである。

2. 雇用・雇用保険受給・自殺をめぐる性別分析

図3は、月別・男女別の有効求職者数と基本手当受給者数・自殺者数の散布図であり、有効求職者数の多くは失業者であることに鑑み、雇用状況と基本手当（雇用保険）の受給が自殺にどう影響するかを男女別に分析したものである。

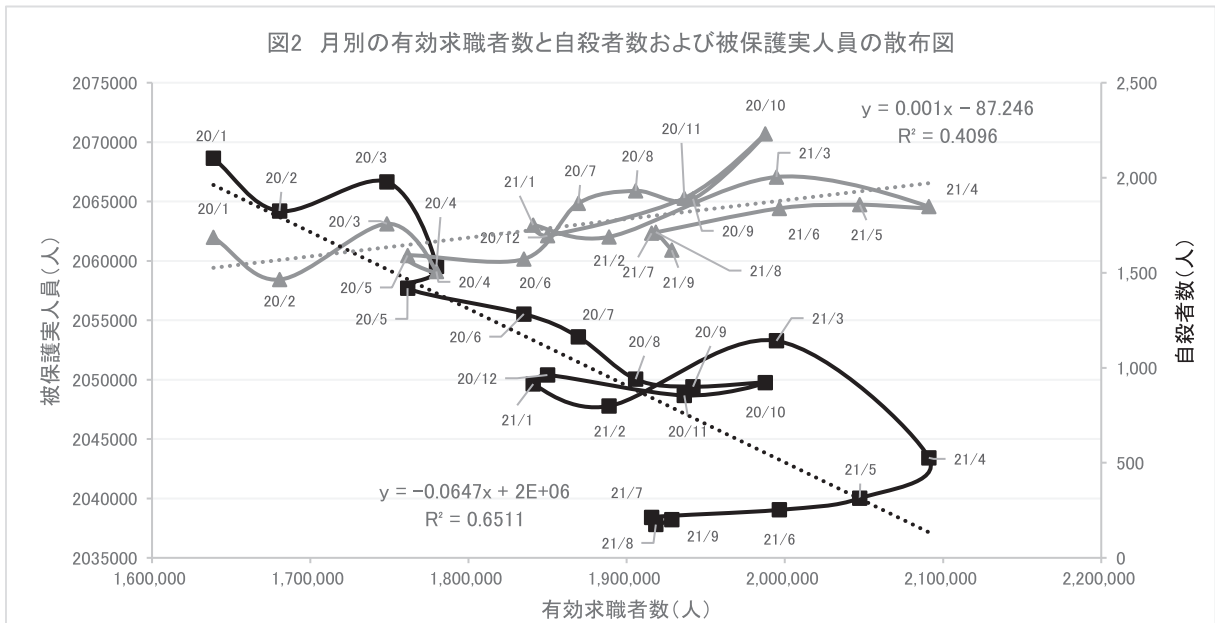
表 1 コロナ禍での有効求職者数・基本手当受給者数・自殺者数・被保護実人員の推移

	有効求職者数 (人)			基本手当受給者数 (人)			自殺者数 (人)			被保護実人員 (人)
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
20/01	1,638,787	597,164	460,614	383,636	160,633	223,003	1,686	1,189	497	2,068,638
20/02	1,680,543	600,604	478,586	358,161	152,207	205,954	1,464	1,031	433	2,064,204
20/03	1,748,482	627,498	496,594	361,940	156,289	205,651	1,758	1,250	508	2,066,650
20/04	1,779,720	645,885	495,045	351,238	154,192	197,046	1,507	1,063	444	2,059,536
20/05	1,761,499	646,124	484,670	399,281	172,623	226,658	1,591	1,093	498	2,057,703
20/06	1,835,032	665,062	505,271	497,118	214,524	282,594	1,572	1,061	511	2,055,531
20/07	1,869,444	677,224	525,541	591,228	250,727	340,501	1,865	1,199	666	2,053,606
20/08	1,905,688	687,845	540,410	667,925	277,939	389,986	1,931	1,253	678	2,050,043
20/09	1,941,943	696,924	550,482	714,286	295,004	419,282	1,889	1,229	660	2,049,409
20/10	1,987,640	710,067	557,899	708,069	291,398	416,671	2,230	1,341	889	2,049,746
20/11	1,936,448	693,251	537,901	643,034	264,973	378,061	1,893	1,242	651	2,048,675
20/12	1,849,911	674,178	510,596	604,306	249,664	354,642	1,695	1,104	591	2,050,391
21/01	1,840,958	673,477	514,691	574,702	241,230	333,472	1,751	1,179	572	2,049,630
21/02	1,888,878	686,242	530,076	358,161	152,207	205,954	1,689	1,136	553	2,047,778
21/03	1,994,724	719,270	552,920	560,828	241,196	319,632	2,004	1,330	674	2,053,268
21/04	2,090,998	735,170	561,146	538,172	233,619	304,553	1,848	1,239	609	2,043,423
21/05	2,047,357	718,151	540,976	523,516	223,005	300,511	1,858	1,221	637	2,040,011
21/06	1,996,420	698,605	525,566	575,730	243,842	331,888	1,839	1,214	625	2,039,038
21/07	1,915,744	683,255	510,108	580,885	242,657	338,228	1,708	1,147	561	2,038,416
21/08	1,918,434	690,368	510,396	594,900	248,500	346,400	1,714	1,104	610	2,037,800
21/09	1,928,503	693,072	511,389	585,912	245,570	340,342	1,619	1,079	540	2,038,210
21/10	1,956,339	701,064	515,770	565,768	237,845	327,923	1,590	1,066	524	—
21/11	—	—	—	—	—	—	1,493	981	512	—

注 1 : 「基本手当受給者数」は、雇用保険の求職者給付の基本手当を受給した人数であり、「個別延長給付受給者数」を加算している。

注 2 : 「自殺者数」について、2020 年 1 月から 12 月は「確定値」であり、2021 年 1 月以降は「速報値」である。

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」、「雇用保険事業月報」、「被保護者調査」、厚生労働省・警察庁「令和 2 年中・令和 3 年中における自殺の状況」より作成



注：宮寺 (2021 : 100) に 2021 年 1 月以降の情報を追加したものになっている。

出所：表 1 に同じ。

まず、男性に着目すると、「有効求職者数」が女性よりも多くなっているものの、「基本手当受給者数」は女性よりも少なくなっていることから、女性の受給割合

(20/1~21/10 までの平均が 59.2%) よりも男性の受給割合 (20/1~21/10 までの平均が 33.0%) の方が低くなっている。そのため、男性の方が低いことが「自

殺者数」の増加に影響を及ぼしているかという点、女性ほどではない。図中の「男：有効求職者数×基本手当受給者数」の相関係数が0.7084に比べると、「女：有効求職者数×基本手当受給者数」の相関係数が0.6669と差が少なく、男女ともに求職者の増減に応じた基本手当の給付がなされている。しかし、図中の「男：有効求職者数×自殺者数」をみると、相関係数が0.4438となっており、「女：有効求職者数×自殺者数」の相関係数0.7940に比べると低くなっていることから、雇用保険の基本手当の受給が女性よりも生活保障機能を高めている可能性がうかがえる。他方、女性については、雇用保険の基本手当の受給が生活を保障するために十分に機能していない可能性がうかがえる。

このような結果をもたらした背景には、周（2020）が指摘するように、女性の非正規雇用による低収入の割合が高いことと因果関係があると考えられる。雇用保険の適用は、週20時間以上の労働時間があり、31日以上雇用されることが条件となっていることから、非正規雇用の労働者であっても被保険者となっているケースが少なくない（筆者の最近の推計では、適用率80%程度）⁽³⁾。しかし、問題は受給額である。雇用保険

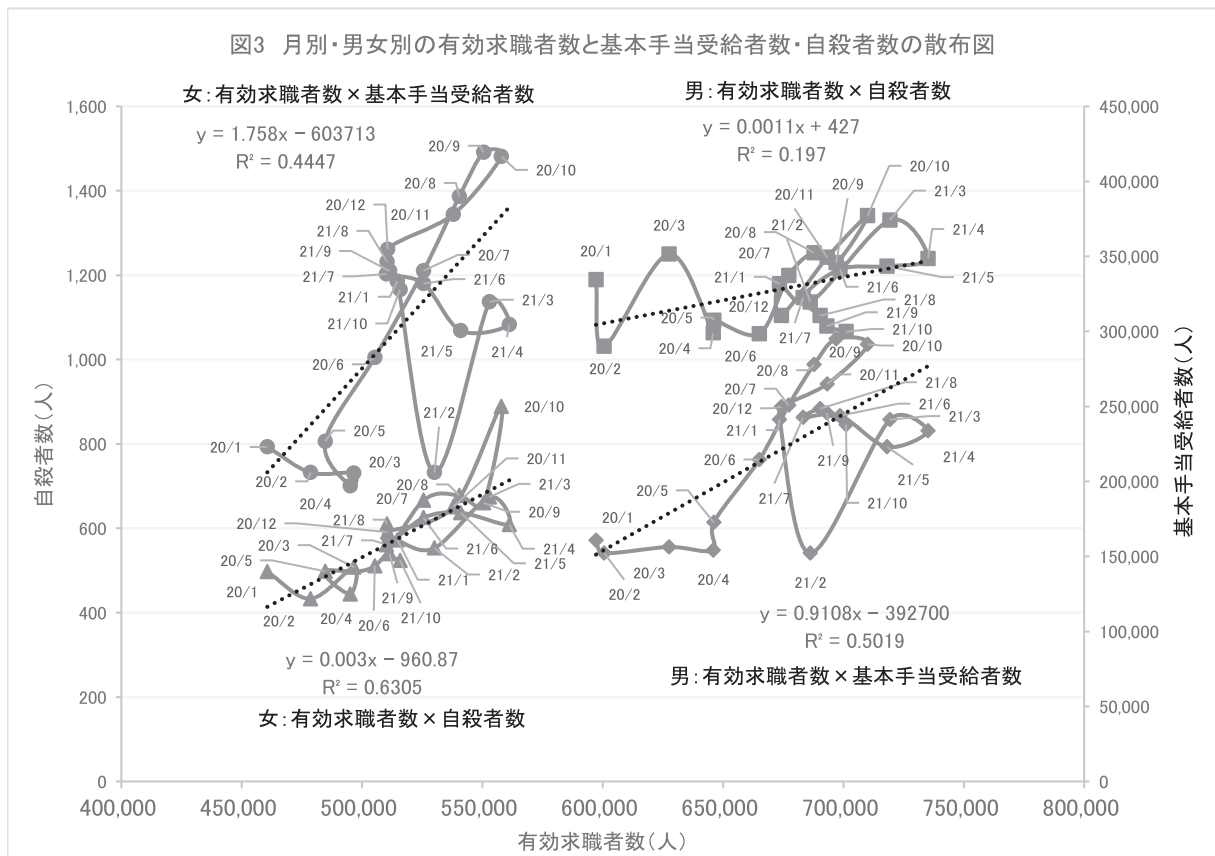
の基本手当の受給においては、原則、離職前6ヵ月の賃金総額を180日で除した金額の50%から80%の範囲で1日当たりの受給額が算定される。離職前の賃金が低ければ割合が高くなることになっており、受給額にも上限と下限が設けられているが、それでも受給額は決して高い水準とはいえない。

図3の分析結果からも、男性よりも多くの女性が失業して雇用保険を受給しているものの、生活を維持するのに十分な受給額を得られず、生活が困窮していくものの、コロナ禍でなかなか再就職が決まらず、自殺という行為に及ぶ圧力になっていた可能性が考えられる。厚生労働省「被保護者調査」の月別データでは、男女の区分による受給者数の情報が公表されていないため、生活保護等の他の制度がどの程度影響したかはわからないが、このことが女性の自殺者数の増加に寄与した可能性は否めない。

IV. コロナ禍での労働・生活問題を踏まえた政策課題

1. 既存の社会保障制度の再構築

本稿では、主に雇用保険に関連付けて分析を試みたが、冒頭に、コロナ禍における政府の対応を「既存制



出所：表1に同じ。

度等の弱点や隙間を埋めるべく、補正予算等による財政出動を伴う各種の緊急対策が実施された」と述べたように、既存制度の脆弱さの影響を受けた人々が少なからず存在したことを改めて指摘しておきたい。2020（令和2）年度においては、二度の補正予算を組み、非常時の対応を展開したものの、「その場しのぎ」という印象を与えるものであった。階層ごとに適用対象が分断されている社会保険各制度の構造が、負担や保障の格差を生み出すだけでなく、今回のコロナ禍のような非常時においても「歪み」をさらけ出す結果になったといえる。

また、生活保護制度に関しては、既述のとおり、2020年12月22日に厚生労働省が「生活保護を申請したい方へ」と題したメッセージをホームページに掲載したことが象徴したように、平時における「受けにくさ」が非常時においても改善されることがなかったことを意味している。代わりに、社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金や総合支援資金）の要件を緩和することで、利用者が殺到した。返済の目途が立たない場合であっても最大限の貸付を進めてきたが、この収束がどのような形でおこなわれるのかを見守る必要がある。

2. 自殺対策について

厚生労働省（2021：42）は、「社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、女性や若者の自殺が増加するなど孤独・孤立の問題が一層顕在化している。これまでも各府省が自殺対策、生活困窮者対策、子供の貧困対策等、様々な支援を行っているが、政府一体となって取り組むことが重要であることから、令和3年2月12日に内閣総理大臣が孤独・孤立対策担当大臣を指名し、同月19日に内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置された」ことを示している。こうした取り組みは他国でもおこなわれており、決してこの政策を批判するものではない。しかし、「孤独・孤立の問題」と経済的な貧困とは無関係ではなく、人々の生活の基盤が整わなければ、他者との交流などの社会参加が難しいことは多方面から指摘されている。また、すべてではないにせよ、自殺の原因の1位である「健康問題」もいいかえると「医療費問題」である場合が少なくなく、これに2位の「経済問題」をあわせると、ほとんどのケースに経済的な問

題が絡んでくるものとする。

「自己責任の社会」そのものを否定するものではないが、自己責任が全うできるように社会のルールを見直し、仮に失敗したとしても社会保障・社会福祉制度を利用することで「やり直しが寛容される社会」を再構築することが自殺予防策の重要な柱になることを提起したい。

V. むすびにかえて

「コロナ・パンデミック」という非常時が発生し、この状態がいつまで続くのかが定かでないなか、「アフター・コロナ」を見越した経済政策が展開されようとしている。経済活動が成り立たなければ、社会保障・社会福祉制度も成り立たないことは周知の事実であるが、社会保障・社会福祉制度が機能することによって経済活動の下支えになる部分もある。かつて経験したような高度経済成長を期待する声もあるが、その実現には経済の専門家のなかでも懐疑的な見方が趨勢である。人口の少子高齢化に起因する人口減少も避けられない。こうした状況だからこそ、国連加盟国が採択した「SDGs（持続可能な開発目標）」の実現にこそ、循環型経済・社会システムの構築の鍵があるように考えられる。この「コロナ・パンデミック」という未曾有の事態を経験したからこそ、これを転機と考え、格差や貧困のない社会へと構造転換をするべきときであるとする。この必要性を問うことができるよう、貧困問題を中心とする研究活動に従事していくことを今後の課題とすることで、むすびにかえたい。

注

- (1) 2020年3月11日に、WHO（世界保健機関）事務局長が「パンデミックといえる」と述べ、各国に対策の強化を促したことから、これが「パンデミック宣言」と理解されている。
- (2) 総務省「労働力調査」によると、女性の非正規雇用の割合は、2020年1月が56.0%、7月が53.4%、2021年1月が53.7%、7月が53.2%となっている。他方、男性の非正規雇用の割合は、2020年1月が22.2%、7月が21.7%、2021年1月が21.8%、7月が21.7%となっている。
- (3) 20年近く前の推計（2000～2006年度）ではあるが、「適用率を性別および年齢階級別にみみると、『29歳以下』と『65歳以上』での性別による

違いは少ないが、男性に比べて女性の適用率の方が低くなっており、『30～44 歳』から『60～64 歳』の年齢階級で顕著になっている」と述べているように、女性の雇用保険の適用率の低さが存在することを指摘している（宮寺，2008：121）。

引用文献

厚生労働省（2021）『令和3年版自殺対策白書』日経印刷

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2021.html）

宮寺良光（2008）「現代日本の雇用・失業構造における雇用保険制度の生活保障機能」中央大学経済研究所『中央大学経済研究所年報』第39号

宮寺良光（2021）「コロナ・パンデミックで浮き彫りになった日本の社会保障制度の構造的問題（2020年社会福祉の回顧と展望）」鉄道弘済会『社会福祉研究第140号』

周燕飛（2020）「コロナ禍の格差拡大と困窮者支援—女性、非正規労働者、低収入層に着目して—」貧困研究会『貧困研究』明石書店